

告知不要事案	自然死（病死・老衰等） 日常生活の中での不慮の死（転落事故・誤嚥等）	ただし特殊清掃等が行われた場合は除く
告知すべき事案	上記以外の死 （他殺・自死・事故死(不慮の事故死以外)）	ただし事案発生から概ね3年が経過した後は告知不要
	死後、長期間発見されずに臭いや虫などが発生し、特殊な清掃が行われた場合	
対象：居住用不動産 集合住宅の場合、対象不動産及び日常生活において通常使用する必要があり、住み心地に影響ある共用部分		
<p>※告知の必要がないとされた場合でも事件性、周知性、社会に与えた影響等が特に高い事案は告知する必要がある。</p> <p>※隣接住戸・日常生活において通常使用しない集合住宅の共用部分で発生した告知すべき事案は告知不要。</p> <p>（事案発生からの経過期間の定めはなし）</p>		